

○町田市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

平成14年4月1日

施行

総務部総務課

改正 2009年10月1日

注 2008年12月以降の改正沿革のみ登載

第1 趣旨

この要綱は、附属機関及び懇談会（以下「附属機関等」という。）の設置及び運営に関し、公正を確保するとともに、効率化を図るため必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例の定めるところにより設置される審議会等であつて、執行機関からの求めに応じ、その行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査等を行う機関をいう。
- (2) 懇談会 調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として、規則又は要綱の定めるところにより設置されるものであつて、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めるものをいう。
- (3) 臨時委員 特別又は専門の事項を調査審議するために、法令又は条例の定めるところにより、臨時の必要に応じて附属機関に置かれる委員で、当該特別又は専門の事項に係る調査審議に関する当該附属機関の意思決定に当たって議決権を有するものをいう。
- (4) 専門委員 専門の事項を調査審議するために、法令又は条例の定めるところにより、臨時の必要に応じて附属機関に置かれる補助的な委員で、当該専門の事

項に係る調査審議に関する当該附属機関の意思決定に当たって議決権を有しないものをいう。

第3 附属機関の設置及び運営基準

附属機関の設置及び運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限ること。
- (2) 他の附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないものであること。
- (3) 他の行政手段等に対応することが著しく困難であること。
- (4) 委員（臨時委員及び専門委員を除く。）の数は、20人以内とする。ただし、法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 臨時的な附属機関については、設置期限を明示するものとする。
- (6) 会議は、会議を開催する場所に委員が参集する方法、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話するための電子情報処理組織をいう。）により委員が参加する方法その他の会議の双方向性及び即時性を確保できる方法により行うこと。
- (7) 災害その他やむを得ない理由により、前号に規定する方法により会議を行うことができないときは、法令並びに町田市の条例及び規則に抵触しない限り、書面による調査審議を行うことができること。

第4 附属機関の委員の選任

- 1 附属機関の委員の選任に当たっては、法令等に特別な定めのある場合を除き、その設置の目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見を反映させるとともに公正性の確保を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 広く市民の意見を聴くため、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を確保すること。

- (2) 公募制の導入は、附属機関の設置目的、性格、審議内容等を勘案した上で行うこと。
 - (3) 委員（臨時委員及び専門委員を除く。）の男女の構成比率は、一方が委員定数の40パーセント未満にならないよう努めること。
 - (4) 市職員は、法令に定めがある場合その他特別の事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないこと。
 - (5) 市議会議員を選任するときは、執行機関、議決機関相互の牽制と均衡のもとに民主的かつ適正な行政運営を図ろうとする地方自治法の趣旨に沿って運用すること。
 - (6) 委員の在任期間は、概ね10年までとし、それ以降は原則として更新をしないこと。
 - (7) 同一人に複数の委員の職が集中しないようにすること。やむを得ず兼務する場合については、原則として5機関までとすること。
 - (8) 他の附属機関の委員の職にある者を公募委員として選任しないこと。
- 2 前項第7号の規定は、委員について、団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者として選任する場合は、適用しない。

第5 公募委員の募集及び選考方法

- 1 公募委員を募集するときは、市広報紙等に次に掲げる事項を掲載し、広く周知を図り、説明責任の趣旨に沿って運用するものとする。
 - (1) 募集趣旨
 - (2) 募集人員
 - (3) 応募資格
 - (4) 応募方法
 - (5) 任期
- 2 公募委員の選考は、次の各号のいずれかの方法によらなければならない。
 - (1) 附属機関の設置目的等に関する論文等の提出

(2) 前号の方法になじまないときは、その他の選考方法

3 前項第1号の規定により論文等の提出を求めたときは、その内容で判断するものとする。ただし、当該論文等の内容で判断しがたいときは、抽選その他の方法により選考するものとする。

第6 懇談会の設置及び運営基準

懇談会等の設置及び運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 懇談会の設置及び運営等に係る定めは、規則又は要綱で規定すること。この場合において、臨時的なものである場合は、設置の期限を明示すること。

(2) 附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続（定足数及び採決をいう。）による運営は行わないこと。

(3) 懇談会の名称については、附属機関と誤って受け取られるような「審議会」、「審査会」及び「調査会」の名称を用いないこと。

(4) 懇談会の所掌事務については、附属機関と誤って受け取られるような「調停する」、「審議する」、「審査する」、「諮問する」及び「答申する」の表現を用いないこと。

(5) 懇談会の検討結果については、附属機関と誤って受け取られるような「答申」及び「建議」の表現を用いず、「報告書」、「提言書」及び「意見書」等の表現を用いること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、懇談会の設置及び委員の選任並びに公募委員の募集及び選考方法については、第3から第5までの規定を準用する。この場合において、第3第7号中「ときは、法令並びに町田市の条例及び規則に抵触しない限り」とあるのは「場合において、懇談会の長が必要があると認めるときは」と、「よる調査審議」とあるのは「より、委員から意見の聴取等」と読み替えるものとする。

第7 附属機関等の設置の見直し

既に設置されている附属機関等が、次の各号のいずれかに該当したときは、その

廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの

附 則

- 1 この要綱は、2002年4月1日から施行する。
- 2 第3第4号並びに第4第1号、第2号、第3号、第6号、第7号及び第8号の適用については、この要綱の施行後の附属機関等の委員の改選から適用する。
- 3 第4第4号及び第5号の適用については、この要綱の施行後に附属機関等の委員選出の根拠規定を整備した後の委員の改選から適用する。

附 則

この要綱は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年4月1日から施行する。